

令和4年7月7日

大阪府知事 吉村洋文 様
大阪府教育長 橋本正司 様

団体名 : withコロナの学校運営を考える市民の会

代表者名 : 岡野 紗也

竹谷 理子

中西 勇太

連絡先 : wicoro2022@gmail.com

大阪府内の学校と園における感染症対策見直しを求める要望書

【要望】

1. 濃厚接触者の特定について、「小児の新型コロナウイルス感染症対応について」(厚生労働省令和4年3月16日付け事務連絡関係)【再周知・対応依頼】に記載されている通り、一律にマスクを着用していないことをもって特定しないよう各学校と園に周知を強くお願いします。
2. 児童生徒のお弁当・給食時の会話について、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(文部科学省)に明記されている内容に沿って実施するよう、学校と園に対し周知するよう強くお願いします。
3. 学校と園における子供のマスク着用について、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(文部科学省)「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」(文部科学省令和4年5月24日付)及び「夏季における児童生徒のマスクの着用について」(文部科学省 令和4年6月10日付)に準じて実施するよう各学校と園に周知をお願いします。
4. マスク着用による健康被害や命の危険が懸念される場合は、「安全確保義務」として教職員はその危険性を現場にて児童生徒に説明し、保護者には教育委員会よりプリント配布等で情報を発信し、事故や被害を未然に防ぐ指導をお願いします。
5. マスクの有無が原因でイジメや学校と園に行きづらい状況を作らないよう、教育委員会より各学校と園関係者に周知し、学校と園より園児・児童・生徒・保護者にも十分に周知することを求めます。
6. 児童生徒および保護者が、各自責任と判断で登校を決めることが可能なハイブリッド授業(オンラインとオフライン授業の同時実施等)の早急な実現をお願いします。

【要望理由】

文部科学省および厚生労働省の指導に沿った対策で児童生徒に感染が発生した場合、主な責任の所在は文部科学省と厚生労働省にあると考えます。

しかし、それを逸脱した大阪府における感染症対策は、子供の命に関わる重大な問題や死亡事故が発生した場合、教育委員会および学校と園そして教職員に法的責任が追求され、民事のみならず場合によっては刑事訴訟もありうる状況にあります。

日頃より子供達のために懸命に活動くださる教育委員会ならびに学校・園の教職員の皆様には、心より感謝致しております。

しかしながら、現在の学校と園の感染症対策と指導は結果的に深刻な事態を引き起こす可能性を否定せず、私たち府民は大変不安を感じております。

大阪府で誰も幸せにならない悲劇が起きることを、私たち府民・保護者は決して望んでおりません。

いわゆるコロナ禍となってから2年以上が経過し、当初は未知であった新型コロナウイルスもその全容が明らかとなり、予防接種の高い普及率と8種類の治療薬（令和4年4月現在）の承認とウイルスの弱毒化も重なり、現在大阪府では重症者死亡者ともに大きく減少し医療体制も安定した状態となっております。

多くの国民がコロナウイルスに対して寛容な姿勢を取りつつある中、児童・生徒においては学校生活や教育活動で実情と合わない感染防止対策が長く続けられ、子供達の大人に対する不信感も高まり各家庭でも大変困惑しております。（例：大人の自由な会話と会食と学校の黙食の矛盾、政治家等の集会におけるマスクなしと学校での必須のマスク着用の矛盾、大規模なスポーツ観戦実施と学校行事中止の矛盾等）

また、最近では学校での感染症対策で重大な事件事故の発生や負の側面が次々と表面化しています。

大阪府ならびに大阪府教育委員会におかれましては状況を冷静に見つめ、子供達の「健全な成長」と「安全確保」の為に文部科学省と厚生労働省の指導を改めて確認し、独自の感染症対策を是正することを早急をお願い致します。

<参考資料>

別紙①-a マスク着用で体育/男児死亡に なぜ自己責任？ と疑問の声(女性自身 2021年5月27日)

<https://jisin.jp/domestic/1984540/>

別紙①-b 子供のクラブ活動中の熱中症疑い11歳女児重体(産経新聞 2022.7.3)

<https://www.sankei.com/article/20220703-XKPD35OATJO7HOHV7DFLBC4GFI/>

別紙①-c 熱中症疑い 367人搬送 大阪市6月 前年比4倍超(毎日新聞 2022.7.2)

<https://mainichi.jp/articles/20220702/ddf/041/040/011000c>

別紙①-d 熱中症か、小諸高生20人を搬送 470人、校庭で学園祭体育行事(信濃毎日新聞 2022.7.3)

<https://www.shinmai.co.jp/news/article/CNTS2022070200921>

別紙①-e マスク着用による健康被害と学校の責任(弁護士法人岡山香川架け橋法律事務所)

<https://kakehashi-kodomo-law.com/trouble/505>

別紙② コロナ禍における児童生徒の自殺の現状と対策について（文部科学省児童生徒課）
→2020年度の児童生徒の自殺者は415人で、調査を開始した1974年以降で過去最多。コロナ禍が子どもの心身をむしばんでいると見られ、文科省は「極めて憂慮すべき状況にある」としている。
https://www.mext.go.jp/content/20210507-000014796-mxt_jidou02_006.pdf

別紙③ 「コロナ×こどもアンケート」第7回調査報告（国立成育医療研究センター調べ令和3年12月）
→小学校4年生以上の16%の子供（中高生は20%以上）に中程度以上のうつ症状があることが示され
「5～7人に1人は、鬱状態の子供がいる可能性がある」という異常事態。
https://www.ncchd.go.jp/center/activity/covid19_kodomo/report/CxC7_repo.pdf

別紙④ コロナ禍が子どもの脳と心に及ぼす影響（明和政子 京都大学大学院教育学研究科教授）
→マスクをした他者との日常経験は、相手の感情を理解する心の発達、共感する心の発達、言語の獲得の低下をもたらしている
https://www.nii.ac.jp/event/upload/20211029-05_Myowa.pdf

【概要】

・要望1について

厚生労働省が二度に渡って通達しているように、マスクを着けていないだけで患者と接した児童生徒を濃厚接触者と特定しないよう、全ての学校と園に即座に周知徹底を行ってください。

濃厚接触者の特定について、文部科学省「学校における今後の新型コロナウイルス感染症対応に係る留意事項について」（令和4年6月21日付）に係る、厚生労働省「小児の新型コロナウイルス感染症対応について」（令和4年3月16日付け事務連絡関係）【再周知・対応依頼】は、以下の通りとなっています。

——「小児の新型コロナウイルス感染症対応について」より抜粋——

①濃厚接触者の特定を行う自治体にあつては、「手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があつた者」が要件の一つとなっているが（参考1を参照）、マスクを着用していないことのみをもって一律に濃厚接触者と特定するのではなく、引き続き、周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断いただきたいこと。

——ここまで——

・要望2について

学校と園におけるお弁当・給食時の私語厳禁（いわゆる黙食）を見直してください。文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」には以下のように記載されています。

——「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル P.56」より抜粋 ——
会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控える

などの対応が必要です。

-----ここまで-----

このマニュアルは、国が選定した多くの専門家によって作成されたものであり、マニュアルには「大声での会話を控える」となっており私語厳禁ではありません。

この件について**2022年6月に福岡市で市民の声により見直され、すでに子供達は会食マナーの範囲で会話を楽しみながら給食を食べております。**

子供達のお弁当・給食の時間は、家族以外の他者との会食マナーを学ぶ時間でもあり、未来の社会人を育成する上で必要不可欠な学びです。

大阪府においても見直しを強く要望致します。

<参考資料>

別紙⑤ 福岡市小中学校「黙食」「大声でなければ会話可能」に見直し(NHK 2022.6.14)

<https://www3.nhk.or.jp/fukuoka-news/20220614/5010016091.html>

・要望3～4について

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に記載されている通りに身体的距離が確保し、授業中は給食と同様に大声での会話をしないことを前提に子供達にマスクを外す指導を積極的に行ってください。(常時マスクの着用を希望する保護者の児童生徒は除く)

児童生徒の表情が見えない中での授業は、教職員の方々より「大変授業がやりづらい」という意見もあり、児童生徒の学習低下に繋がりがねません。

現在の大阪府の感染者と医療体制の状況は、新型コロナウイルス感染症対策分科会および文部科学省が指定する「レベル1」もしくは「レベル2」のステージに相当し、吉村知事の御発信でも青信号(令和4年7月6日)となっております。

子供達のこれ以上の学力低下を招かないよう、教職員の方々のためにも早急に対応をお願いします。

――「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」P.40抜粋――

1)十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。

-----ここまで-----

――「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」P.38抜粋――

【レベル1地域・レベル2地域】

児童生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席を配置します。

なお、以下の図は、座席配置の一例です。これらはあくまでも目安であり、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、柔軟に対応することが可能です。座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応するようお願いします。

-----ここまで-----

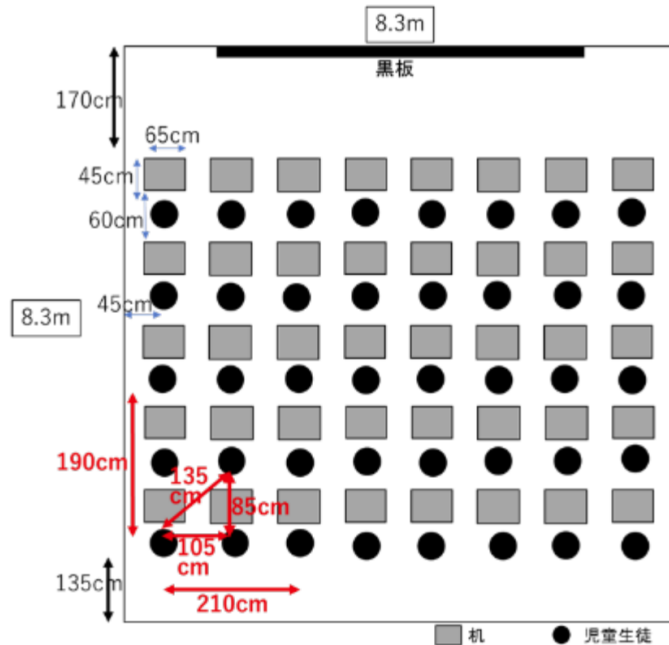
(参考)

| 本マニュアル | 新型コロナウイルス感染症対策分科会提言（※）における分類 | |
|--------|------------------------------|--|
| レベル3 | レベル4（避けたいレベル） | 一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況。 |
| | レベル3（対策を強化すべきレベル） | 一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況。 |
| レベル2 | レベル2（警戒を強化すべきレベル） | 新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況。 |
| レベル1 | レベル1（維持すべきレベル） | 安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況。 |
| | レベル0（感染者ゼロレベル） | 新規陽性者数ゼロを維持できている状況 |

※「新たなレベル分類の考え方」（令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会）

（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルP.17より）

(参考) レベル1・2地域（1クラス40人の例）



（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルP.39より）

また文部科学省および厚生労働省は熱中症を「命に関わる重大な問題」と警告し、コロナ感染以上にこの対策を優先することを明言しております。

学校と園および教職員には「安全確保義務」があります。未熟な児童生徒に自己判断は大変危険であるため、十分な説明と指導をして事故を未然に防ぐために子どもたちに登下校時と体育の授業時は、「外しても良い(※原則着用)」ではなく「原則、着用しない(※児童生徒および保護者が不安な場合は認める)」と指導してください。

――「夏季における児童生徒のマスクの着用について」(文部科学省)より抜粋 ―――
・各学校においては、熱中症が命に関わる重大な問題であることを認識した上で、リーフレット等も活用しながら、児童生徒に対してその危険性を適切に指導するとともに、保護者等に対しても理解・協力を求めること
・マスクの着用が不要な場面の例として、体育の授業、運動部活動の活動中、登下校時を取り上げており、これらの場面においては、特に熱中症のリスクが高いことが想定されることから、熱中症対策を優先し、児童生徒に対してマスクを外すよう指導すること

○なお、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒に対しても適切な配慮が必要となりますが、その場合にも、熱中症対策を適切に講じることが不可欠となります。

――ここまで――

愛知県犬山市では2022年6月にすでに「原則着用しない」指導を実施しておりますので、大阪府でも同様の指導を早急にお願いします。

<参考資料>

別紙⑥ 犬山市教育委員会(2022.6.14)

https://www13.schoolweb.ne.jp/swas/index.php?id=2340014&frame=weblog&type=1&column_id=91977&category_id=8874

・要望5について

マスクの有無が原因でイジメや学校と園に行きづらい状況を作らないよう教育委員会より各学校と園関係者に周知し、学校と園より園児・児童・生徒・保護者にも十分に周知してください。

法務省のHPIにも以下のように記載されております。

――「自粛警察と誤った正義感」(法務省)より抜粋 ―――
未知の感染症に対する恐怖感を背景に、マスクをつけていない人を激しく罵倒する、他県ナンバーの自動車を傷つけるなどといった、「自粛警察」と呼ばれる過激な言動が話題になりました。(中略) このような行動の原因としては、新型コロナウイルス感染症に対する過剰な防衛反応、正義感からくる義憤など、様々なことが言われています。しかし、健康上の理由等でマスクをつけることができない人やワクチンを接種することができない人など、人によって事情は様々ですから、「感染症対策をしない人」などと一律に他人にレッテル貼りをしてしまうことは、合理的ではないのではないのでしょうか。そして、いかなる理由があっても、自らの主張を実現するために他人を傷つけることは、絶対に許されません。(中略)こうした差別意識や嫌悪感を背景とした不当な差別的言動は、これが向けられた人々に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱か

せるのみならず、人としての尊厳をも傷つけるものであり、仮に政治的な主張の一環としてなされるものであったとしても、許されるものではありません。

-----ここまで-----

実際に学校では子供達のマスクの有無や鼻を出していることを非難する「同調圧力」「相互監視」が横行しております。

このことから、東京都多摩市の教育長より2022年4月にメッセージが発信され学校でも対応が進んでおります。

大阪府教育委員会にも、法務省と同様の発信と対応を強く希望します。

――「教育長からのメッセージ」(多摩市教育委員会)より抜粋――

学校生活の中でのマスク着用につきましては、さまざまな事情により、マスクをしない子、できない子がおりますこともご理解いただきたいと思います。多摩市立小中学校では、マスクをすること、しないことで、いじめや差別につながるように注意指導してまいりますので、保護者の皆様、地域の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

-----ここまで-----

<参考資料>

別紙⑦ 自粛警察と誤った正義感(法務省)

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05_00055.html

<参考資料>

別紙⑧ 教育長からのメッセージ(多摩市教育委員会 2022.4.7)

<https://www.city.tama.lg.jp/0000015249.html?s=03>

・要望6について

オンラインとオフラインを融合させたハイブリッドな授業を、早急に進めてください。

様々な意見を持つ児童生徒および保護者に対して一律の感染症対策を納得させることは大変難しく、教育委員会・学校・園そして教職員の大きな負担となります。

ハイブリッド授業を可能とする体制の整備を進めて頂き、感染状況がレベル1またはレベル2においては、保護者が各自の責任の元で児童生徒の登校を判断させてください。

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」と「新型コロナウイルス感染症対策分科会/第12回」(令和4年2月4日付)には以下のように記載され国も推進の方針を取っています。

――「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」P73.より抜粋――

特に、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、ICT端末を自宅等に持ち帰り、オンラインによる朝の会や健康観察で会話する機会を確保したり、ICT端末に学習課題等を配信することで自宅学習を促進したり、同時双方向型のウェブ会議システムを活用して、教師と自宅等をつないだ学

習指導等を行ったりするなど、登校できなくても学校と自宅等をつなぐ手段を確保し、児童生徒の住んでいる地域によって差が生じることがないように、児童生徒とコミュニケーションを絶やさず学びを止めないようにする取組を行うことが重要です。

-----ここまで-----

――「新型コロナウイルス感染症対策分科会/第 12 回」より抜粋――
学齢期の子どもがいる医療従事者等の負担等の家庭・地域の社会経済的事情等を考慮し、学校全体の臨時休業とする前に、地方公共団体や学校設置者の判断により、児童生徒等の発達段階等を踏まえた時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態を実施することが求められる。

-----ここまで-----

以上

上記の要望を、以下の大阪府内の保護者を含むweb署名者と直筆署名者の連名として提出致します。
※名簿と保護者学校名は別添

【web署名と直筆署名】

大阪府 149名 全国 351名 海外 2名 <合計 465名>

何卒よろしくお願い致します。